NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化進めよう！

強くて、しなやかなニッポンへ

内閣官房国土強靱化推進室

なぜ国土強靭化なのですか？

大災害の教訓

日本は、度重なる大災害により、様々な被害がもたらされてきましたが、災害から得られた教訓を踏まえて対策が強化されてきました。

1959年の伊勢湾台風（台風15号）は、台風災害としては明治以降最多の死者・行方不明者数5,098名に及ぶ被害が生じました。
この災害を契機として、今日の我が国の防災対策の原点となっている「災害対策基本法」が制定されました。

1995年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が大都市を直撃し、死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。
こうした教訓から、住宅・建築物の耐震化、木造住宅密集市街地対策、インフラの耐震性強化などに着手しました。
また、家屋倒壊で家の下敷きになった人の多くが、近所の人々によって救出されたことなどから、「自助」、「共助」の大切さが認識されました。

2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震と遡上高が40mを越える大津波となり、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。
また、帰宅困難者やガソリン不足などの深刻な問題が発生しました。一方、「釜石の奇跡」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。
これらの教訓から、インフラ整備等のハード対策のみならず、わかりやすい防災情報の発信や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた、総合的な対策の必要性が認識されました。

伊勢湾台風の被害状況
（写真提供：愛知県）

阪神高速道路の高架橋の倒壊
（写真提供：神戸市）

消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動
（写真提供：仙台市）

我が国は、これまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、その度に甚大な被害を受け、長期間にわたり復旧・復興を図る「事後対策」を余儀なくされてきました。

国土強靭化は、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指しています。

平成28年以降に発生した主な災害

①H28 熊本地震
人 的 被 害：死者273人※関連死等含む
住 家 被 害：全壊8,667棟、半壊34,719棟
主な被災地：熊本県、大分県
発 生 期 間：H28.4.14･4.16

② H28 台風第10号
人 的 被 害：死者･行方不明者29人
住 家 被 害：全壊518棟、半壊2,281棟
主な被災地：北海道、東北地方
発 生 期 間：H28.8.28～8.31

③H29 九州北部豪雨
人 的 被 害：死者･行方不明者44人
住 家 被 害：全壊338棟、半壊1,101棟
主な被災地：福岡県、大分県
発 生 期 間：H29.6.30～7.10

④H30 草津白根山噴火
人 的 被 害：死者1人
住 家 被 害：－
主な被災地：群馬県
発 生 期 間：H30.1.23

⑤H30 7月豪雨（西日本豪雨）
人 的 被 害：死者･行方不明者271人
住 家 被 害：全壊6,783棟、半壊11,346棟
主な被災地：中国地方、四国地方
発 生 期 間：H30.6.28～7.8

⑥H30 台風第21号
人 的 被 害：死者14人
住 家 被 害：全壊68棟、半壊833棟
主な被災地：東海地方、近畿地方
発 生 期 間：H30.9.3～9.5

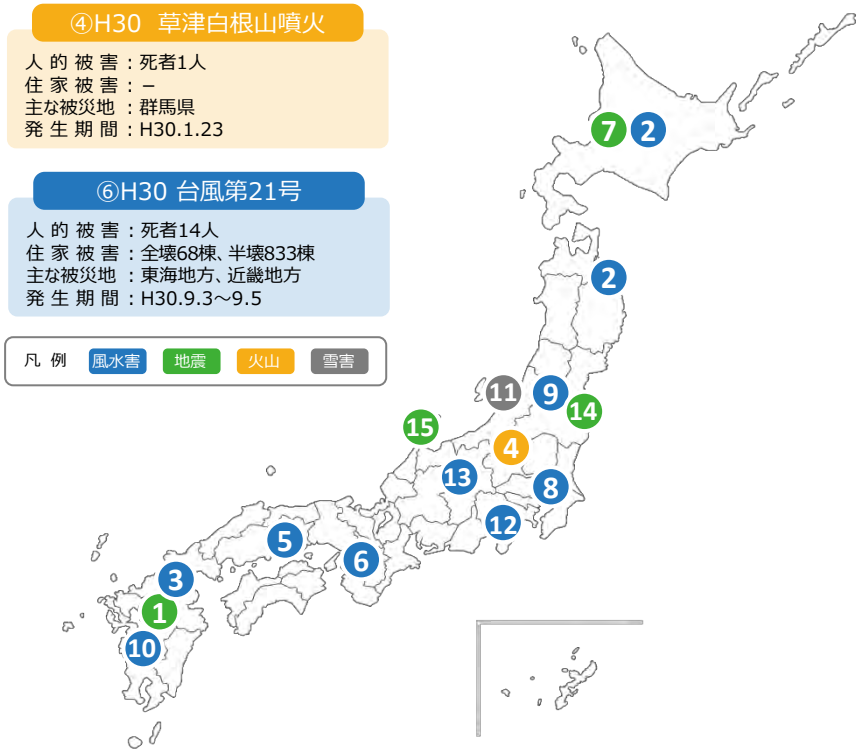

⑦H30 北海道胆振東部地震
人 的 被 害：死者43人
住 家 被 害：全壊469棟、半壊1,660棟
主な被災地：北海道
発 生 期 間：H30.9.6

⑧R1 房総半島台風
人 的 被 害：死者9人※関連死等含む
住 家 被 害：全壊457棟、半壊4,806棟
主な被災地：千葉県、神奈川県
発 生 期 間：R1.9.7～9.10

⑨R1 東日本台風※
人 的 被 害：死者･行方不明者121人
※関連死等含む
住 家 被 害：全壊3,263棟、
半壊30,004棟
主な被災地：東北地方、関東甲信越地方
発 生 期 間：R1.10.10～10.13、
R1.10.24～10.26
※低気圧による大雨の被害を含む

⑩R2 7月豪雨
人 的 被 害：死者･行方不明者88人
住 家 被 害：全壊1,627棟、半壊4,535棟
主な被災地：九州地方、中部地方
発 生 期 間：R2.7.3～7.31

⑪R3 1月7日からの大雪
人 的 被 害：死者35人
住 家 被 害：全壊1棟、半壊2棟
主な被災地：東北地方、北陸地方、新潟県
発 生 期 間：R3.1.7～1.11

⑫R3 7月1日からの大雨
人 的 被 害：死者･行方不明者29人
住 家 被 害：全壊59棟、半壊118棟
主な被災地：静岡県熱海市
発 生 期 間：R3.7.1～7.18

⑬R3 8月11日からの大雨
人 的 被 害：死者13人
住 家 被 害：全壊45棟、半壊1,321棟
主な被災地：九州地方、広島県、長野県
発 生 期 間：R3.8.11～8.19

⑭R4 福島県沖を震源とする地震
人 的 被 害：死者4人
住 家 被 害：全壊224棟、半壊4,630棟
主な被災地：東北地方
発 生 期 間：R4.3.16

⑮R6 能登半島地震
人 的 被 害：死者241人
住 家 被 害：全壊7,737棟、半壊12,681棟
主な被災地：石川県
発 生 期 間：R6.1.1

※国土強靭化推進室調べ（R6.2）

今後、発生が予想されている巨大地震

首都直下地震 被害想定（都心南部直下地震〔M7.3〕）
- 全壊･焼失棟数：最大約61万棟
- 死者：最大約2万3千人
- 経済的被害：約95兆円
  資産等の直接被害約47兆円
  生産･サービス低下による被害
  約48兆円

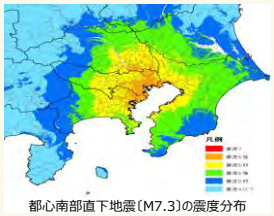
都心南部直下地震〔M7.3〕の震度分布

（出典：首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（内閣府））

南海トラフ巨大地震 被害想定（陸側ケース）
- 全壊･焼失棟数：最大約238万6千棟
- 死者：最大約32万3千人
- 経済的被害：約214兆円
  資産等の直接被害約169兆円
  生産･サービス低下による被害
  約45兆円

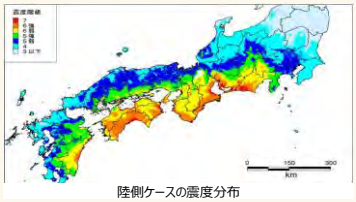
陸側ケースの震度分布

※被害想定はR6.2時点のもの

（出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第二次報告（内閣府））

日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震 被害想定
（日本海溝モデル〔M9.1〕）
- 全壊･焼失棟数：最大約22万棟
- 死者：最大約19万9千人
- 経済的被害：約31.3兆円
  資産等の直接被害約25.3兆円
  生産･サービス低下による被害による被害
  約6兆円

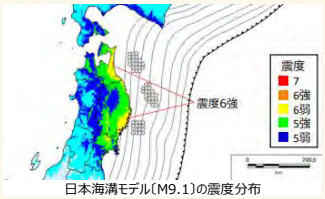

日本海溝モデル〔M9.1〕の震度分布

（千島海溝モデル〔M9.3〕）
- 全壊･焼失棟数：最大約8万4千棟
- 死者：最大約10万人
- 経済的被害：約16.7兆円
  資産等の直接被害約12.7兆円
  生産･サービス低下による被害による被害
  約4兆円

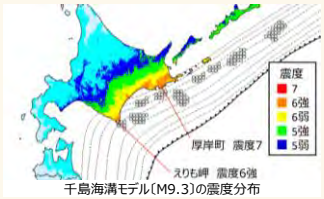

千島海溝モデル〔M9.3〕の震度分布

（出典：日本海溝･千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ 報告書（内閣府））

国土強靱化とは何ですか？

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくことです。

強靱な社会のイメージ

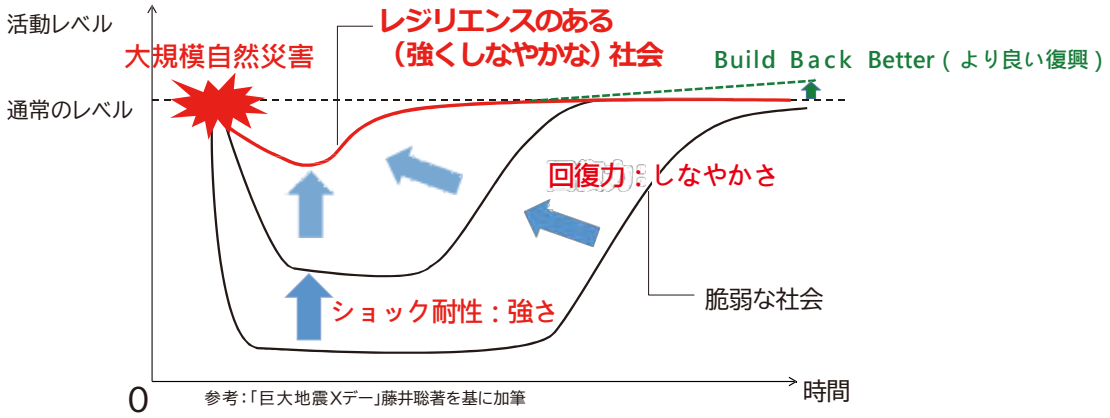

国土強靱化の基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

1. **人命の保護が最大限図られること**
2. **国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
3. **国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
4. **迅速な復旧復興**

を基本目標として「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指します。

事前防災の必要性

近年の災害を見ると、水害による被害額と復旧に要する費用よりも、事前に防災対策したほうが少ない先行投資で大きな整備効果をもたらすことが可能です。

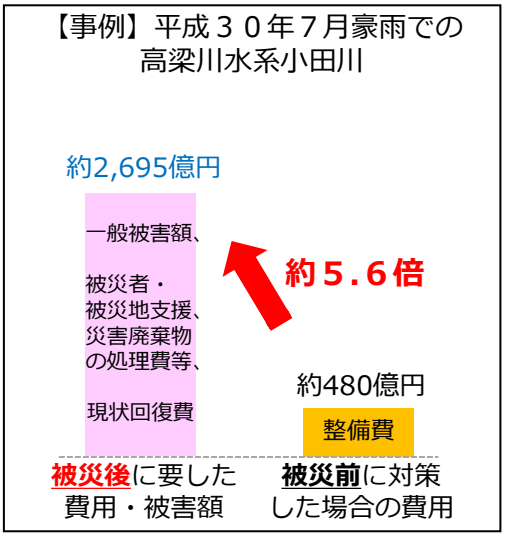

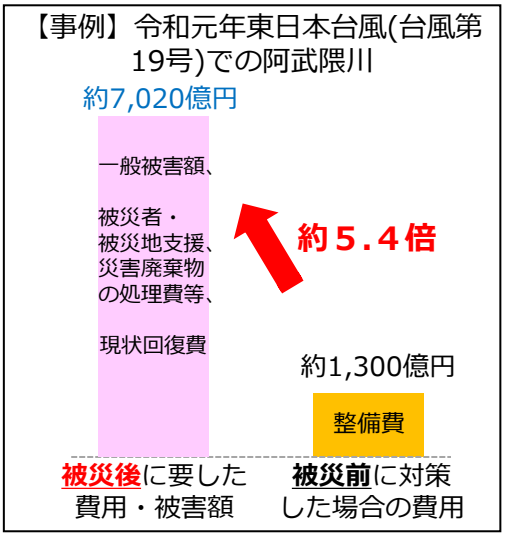

※国土交通省水管理・国土保全局作成資料を基に作成

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

□ 目的、基本理念

・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進する

・必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける
（国土強靱化基本計画はその指針となるもの）

□ 基本方針

1 人命の保護が最大限図られる

2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

3 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する

4 迅速な復旧復興を可能とする

5 ソフト・ハード施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制を整備する

6 自助、共助、公助の適切な組合せによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす

7 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る

アンブレラ計画のイメージ

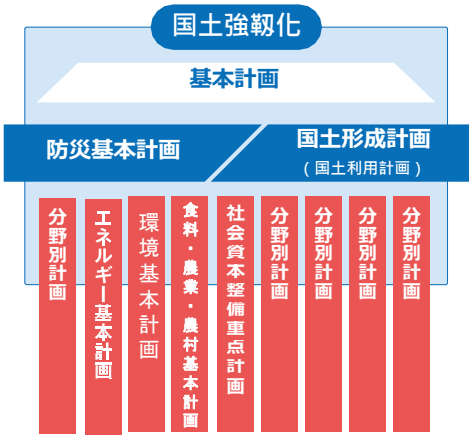

国土強靱化推進の枠組

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
（議員立法　H25.12.4成立、12.11公布・施行（R5.6.14改正法成立、6.16公布・施行））

国土強靱化基本計画
（H26.6.3閣議決定　H30.12.14改定　R5.7.28改定）

調和

国土強靱化地域計画
（都道府県・市町村が策定）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（H30.12.14閣議決定）
【2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の３年間】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R2.12.11閣議決定）
【2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）の５年間】

実施中期計画
【計画期間、施策の内容・目標等について今後策定予定】

国土強靱化年次計画　（毎年度国土強靱化推進本部決定）

国土強靱化基本計画、中期計画、年次計画、地域計画

国土強靱化基本計画

・法定計画、閣議決定、概ね５年ごとに見直し
・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
・施策分野ごと及び施策グループごとの推進方針を記載

国土強靱化基本計画は、脆弱性評価を踏まえて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定しています。

基本計画の概要

４つの基本目標

（１）人命の保護
（２）国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持
（３）国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
（４）迅速な復旧復興

国土強靱化にあたって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

（１）国土強靱化の理念に関する主要事項
（２）分野横断的に対応すべき事項
（３）社会情勢の変化に関する事項
（４）近年の災害からの知見

国土強靱化を推進する上での基本的な方針（５本柱）

（１）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
（３）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
（４）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
（５）地域における防災力の一層の強化

国土強靱化実施中期計画

・法定計画、閣議決定
・国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、事業の規模等を記載

令和５年６月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（実施中期計画）を定めるものとされました。実施中期計画には、計画期間、計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、事業の規模等を定めることとなっています。

国土強靱化年次計画

・国土強靱化推進本部決定、毎年度策定
・施策グループごとの推進方針や主要施策、進捗管理、効果検証のための重要業績評価指標（KPI）等を記載

国土強靱化年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、35の施策グループごとに当該年度に取り組むべき主要施策等をとりまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るものです。2014年から毎年度策定されています。

国土強靱化地域計画

・都道府県又は市町村が策定・見直し
・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画
・国土強靱化に係る都道府県、市町村の他の計画等の指針となる

国土強靱化地域計画は、都道府県・市町村が定めることができる、当該地方公共団体の区域における、国土強靱化施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る当該地方公共団体の他の計画等の指針となるべきものです。

脆弱性評価について

国土強靱化基本計画はおおむね５年ごとに見直すこととされており、その際は法に基づき、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行うこととされています。

令和５年の基本計画の見直しにつき実施した脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行いました。起きてはならない最悪の事態に関しては、近年の自然災害からの教訓や社会情勢変化等を踏まえた新たな観点の追加や、個々の自然災害の明確化、ライフラインの重要度・関連性等を踏まえた再整理等により見直しを実施し、６つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を設定しました（次ページに一覧掲載）。脆弱性評価にあたっては、「最悪の事態」ごとにフローチャートを作成し、最悪の事態がどのようなフローの連鎖で起こりうるかを「見える化」したほか、見直し前の基本計画に基づく施策の評価や脆弱性の分析を行いました。その結果をもとに、35の「最悪の事態」を回避するための施策群（以下「施策グループ」という。）を整理し、各施策グループの達成度や進捗及びフローチャート分析の結果を踏まえつつ、「最悪の事態」ごとに脆弱性の総合評価を実施しました。以下に、フローチャートの一例を抜粋して紹介します。

起きてはならない最悪の事態の一例

- 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

フローチャートの一例（最悪の事態「1-1」より抜粋）

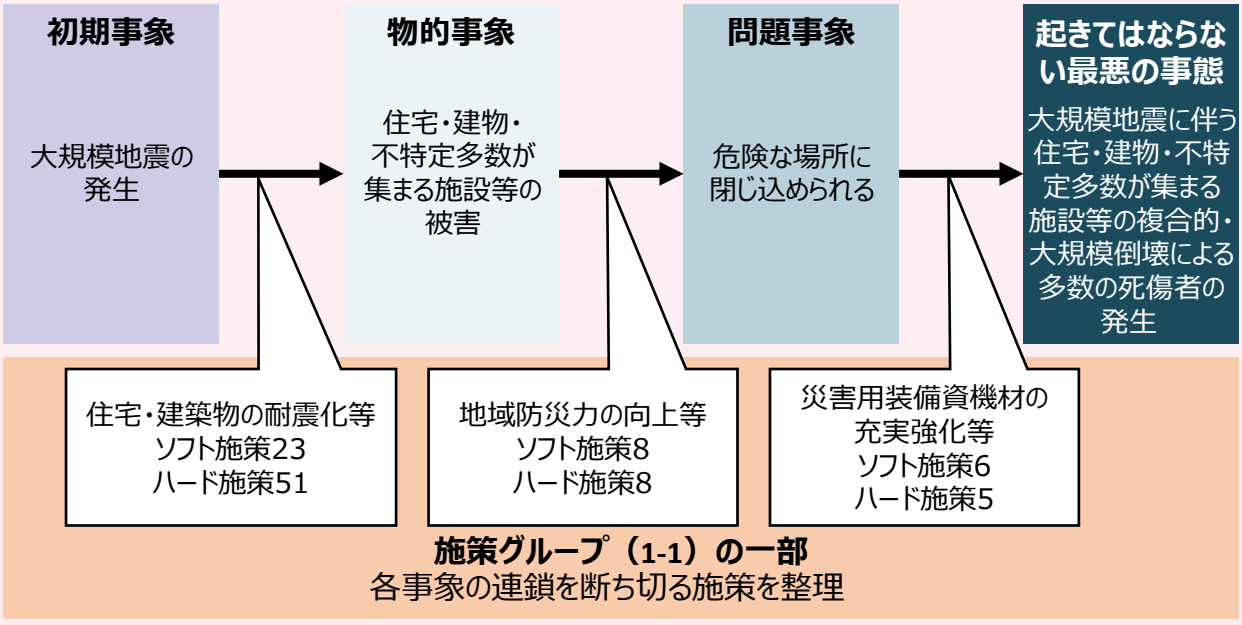

（参考）起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

3か年緊急対策と5か年加速化対策（概要）

３か年緊急対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、平成30年度から令和２年度の３年間で集中的に実施し、完了又は大幅に進捗させました。

５か年加速化対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」等の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和３年から令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じています。

上記は閣議決定事項ですが、法定事項である「国土強靱化実施中期計画」を5か年加速化対策の後継として、今後、具体的な内容を定めることとしています。

３か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）

●平成３０年に発生した西日本豪雨、台風２１号、北海道胆振東部地震等による被害を踏まえ「重要インフラの緊急点検」を実施

●点検結果を踏まえ、緊急に対策が必要な１６０項目について集中的に対策を実施

- 甚大な被害が生じる恐れがある河川における河道掘削、堤防強化、堤防かさあげ
- 学校施設等におけるブロック塀の安全対策
- 下流の家屋に被害を与える恐れがある防災重点ため池の改修
- 病院等における非常用自家発電設備の増設
- 空港における電源設備等の浸水対策
- 幹線道路等における道路法面、盛土対策　等

●対策期間：平成３０年度～令和２年度の３か年

●事業規模：おおむね７兆円程度（事業費）

５か年加速化対策（令和２年12月11日閣議決定）

●激甚化する風水害への対応、切迫する大規模地震等への対応や今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新を踏まえ、以下の３分野について更なる加速化、深化

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速
- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

●重点的に取り組むべき１２３対策を定め中長期の目標を設定するとともに、５か年で加速化対策を重点的、集中的に実施

- 甚大な被害が生じる恐れがある河川における河道掘削、堤防強化、堤防かさあげ
- 高規格道路のミッシングリンク解消、４車線化
- 送電網の整備、強化、SS等の災害対応能力強化
- 河川管理施設、道路、港湾、鉄道、空港の老朽化対策
- 学校施設の老朽化対策
- 連携型インフラデータプラットフォームの構築　等

●対策期間：令和３年度～令和７年度の５か年

●事業規模：おおむね１５兆円程度（事業費）

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（概要）

１．基本的な考え方

○ ３か年緊急対策は、特に緊急に実施すべき対策について、平成30年度から令和２年度の３年間で集中的に実施し、完了又は大幅に進捗させました。５ヶ年加速化対策は、各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和３年から令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じています。

○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫しています。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化してきますが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがあります。

このため、

１．激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
２．予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
３．国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等

の各分野について、重点的・集中的に対策を講じています。

なお、５ヶ年加速化対策の後継として、実施中期計画（法定事項）において、今後、計画期間、施策の内容・目標等を設定することとしています。

２．重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：１２３対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]	**おおむね12.3兆円程度**
（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]	
（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]	**おおむね2.7兆円程度**
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]	**おおむね0.2兆円程度**
（１）国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策]	
（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [12対策]	
合　　計	**おおむね15 兆円程度**

３．対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：
令和３年度（2021年度）～ 令和７年度（2025年度）の５年間

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（対策例）

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]

（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]

・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）　等

（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]

・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）　等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]

・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）　等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]

（１）国土強靱化に関する施策のデジタル化 [１２対策]

・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）　等

（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [１２対策]

・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）　等

この「5か年加速化対策」においては、それぞれの施策に中長期的な目標を設定し、5年間で重点的に対策を講じることにより、達成時期を前倒し（加速化）することとしています。

5か年加速化対策による取組事例（１）

●5か年加速化対策による具体的な取組事例を以下に記載します

流域治水対策により、浸水被害を軽減

（奈良県奈良市等）

河道掘削・遊水地などの河川整備に加え、貯留施設整備やため池の治水活用等、**流域全体での治水対策**により、**令和５年６月の大雨**では、大和川流域で平成29年10月出水と同規模の雨量を記録しましたが、**浸水戸数が大きく減少**しました。

河川整備の状況

貯留施設の状況

奈良市横井地先遊水地(県)　田原本町雨水貯留施設(町)

奈良県河川情報システムHPより

田原本町社会福祉協議会駐車場雨水貯留施設(町)

※柏原地点上流の流域平均雨量

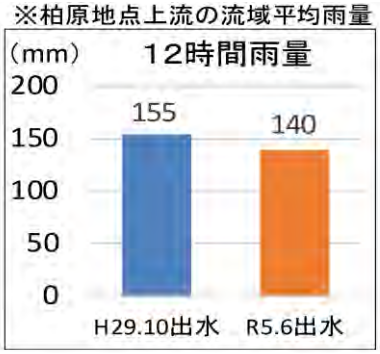

法面・盛土対策により、交通機能を確保

（岩手県岩手郡雫石町）

平成25年８月の豪雨では、国道46号は複数箇所で法面崩壊等の被災を受け、約３日間の通行止めが発生しました。**被災後に法面対策を実施**することにより、平成25年８月を上回る降水量を観測した**令和４年８月の大雨では、被害や通行止めは発生しません**でした。

平成２５年８月豪雨による被災
（法面崩壊）

法面対策後

5か年加速化対策による取組事例（２）

線状降水帯に関する情報の改善

気象庁では**線状降水帯の予測精度向上**のため、水蒸気観測機器の整備や強化したスーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等を進め、**線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ**や**線状降水帯の発生をお知らせする情報を発表**しています。これにより、線状降水帯による大雨の危機感をより早く伝え、**地方公共団体の早期の防災対応に寄与**しています。

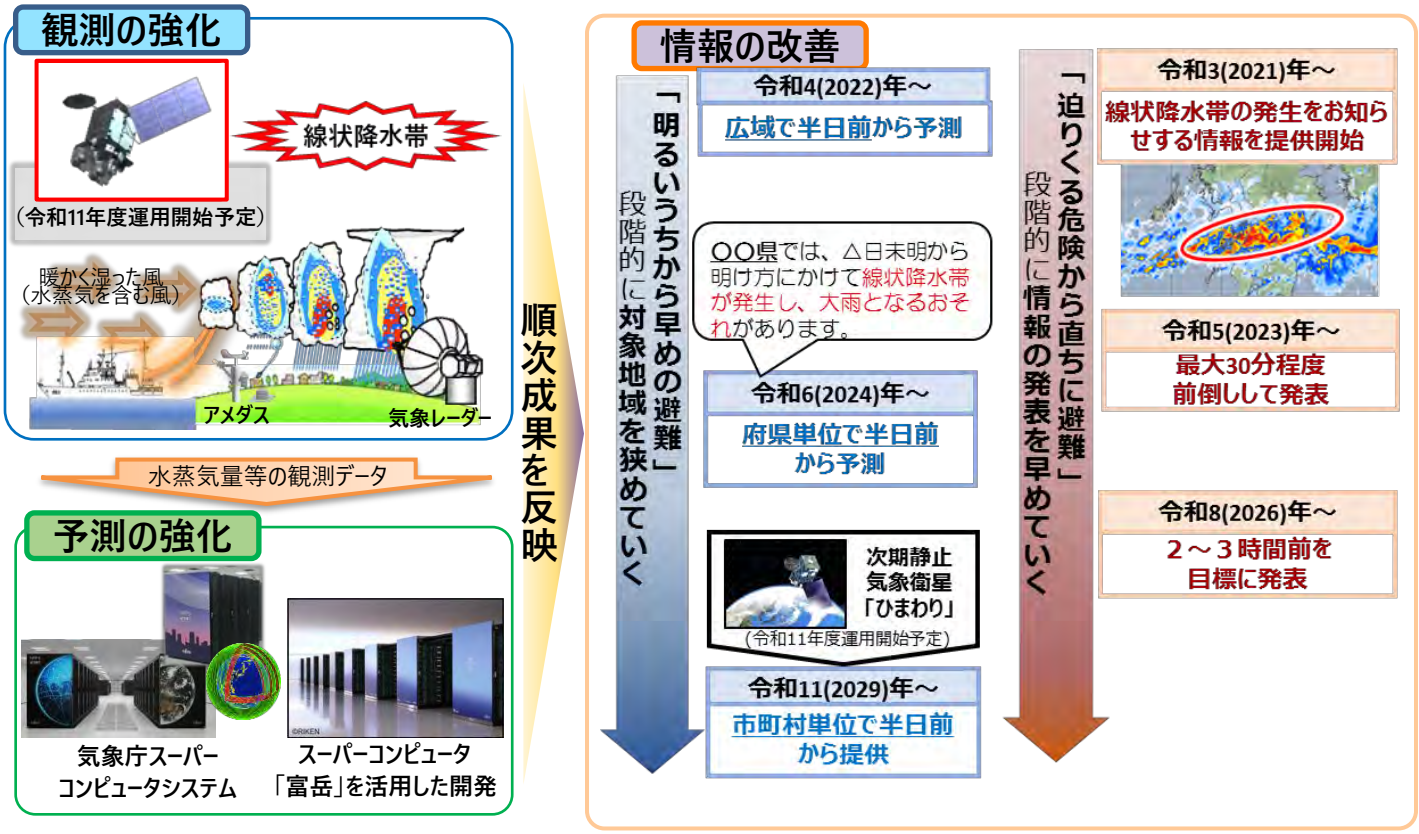

耐震管の布設により、断水を回避

（茨城県神栖市）

東日本大震災では配水管からの漏水が市内で258箇所発生しましたが、老朽化した水道管を撤去して、耐震性を有する管路への更新を進めることにより、**令和５年５月に発生した震度５弱を観測した地震**では、耐震化を図った**管路の漏水事故は発生せず、断水も生じません**でした。

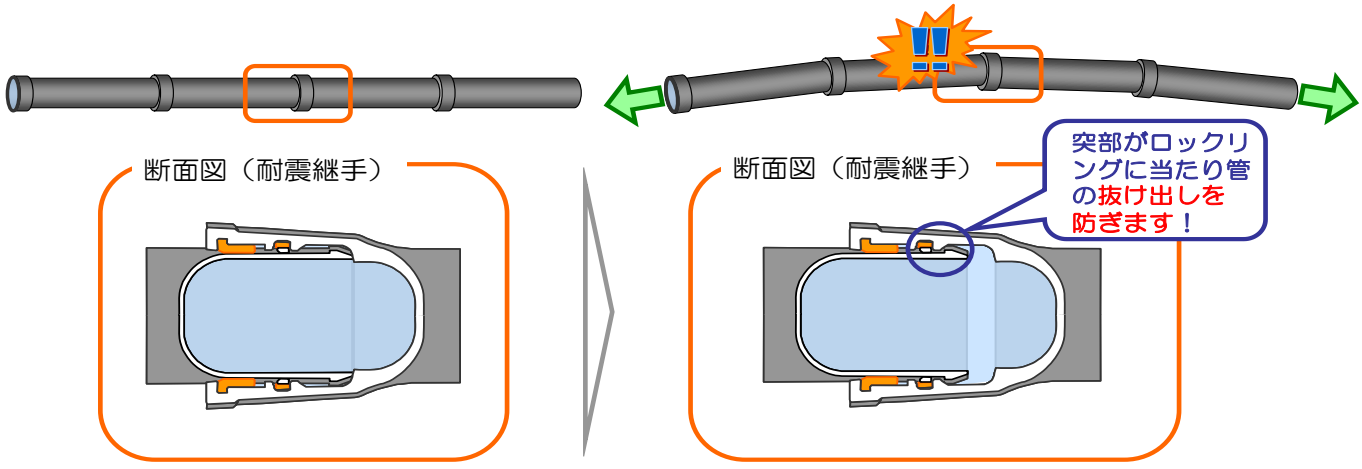

耐震性の高い管路を採用

地域の強靱化の推進と民間の取組促進

地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地域の強靱化が不可欠です。そのため、都道府県・市区町村では国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、計画的に強靱化の取組を進めています。この都道府県・市区町村の取組についても、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策により、加速化が図られたものがあり、全国各地で災害時に効果を発揮しています。

政府では、地域の更なる強靱化に向けて、地域計画の内容充実が図られるよう、引き続き、都道府県・市区町村に対する支援を行ってまいります。

●内閣官房では、地域の強靱化の促進のため、次の取組を行っています

■支援１：地域計画に基づく取組への交付金・補助金の重点化

地域計画に事業実施箇所等が具体的に明記された事業等について、関係府省庁の交付金・補助金の優先採択や重点配分などの重点化による支援を行っています。

■支援２：ガイドライン等の提示

都道府県・市区町村が地域計画の策定や改定を検討する際に、内容充実や実効性の確保につながるよう、ガイドラインや参考資料を作成し、都道府県・市区町村の職員に提示しています。

■支援３：地域の強靱化に関する出前講座

都道府県や市区町村の要請に応じ、国土強靱化を取り巻く最新情報の解説や地域計画の内容充実に向けた相談等に対応できる有識者や内閣官房の職員を講師として派遣しています。首長向け講座や職員向け講座など様々な内容に対応可能で、申し込みは、随時、国土強靱化推進室で受け付けています。

民間の取組促進

国土強靱化を実効あるものにするためにも、民間事業者等の主体的な取組が極めて重要です。民間事業者等が、

〇BCP策定など事業継続の取組で自らを守ること。
〇ビジネスとして防災に関する優れた商品・サービスを提供し顧客を守ること。
〇普及啓発、人材育成や自治体との支援協定締結等を通して地域を守ること。

等の取組を積極的に進めて頂くため、国土強靱化推進室では、以下の取組を行っています。

民間の取組事例の紹介

【国土強靱化に資する民間の取組事例集】

国土強靱化の取組を行う民間の方々の参考にして頂けるよう、民間企業等の先導的な取組をHP等で公表。

ジャパン・レジリエンス・アワード

強靱な国、地域、人、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等に取り組んでいる先進的な企業・団体を表彰。第１０回にて内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞を創設（主催：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）

レジリエンス認証

事業継続に積極的に取り組む企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組み。また同団体のうち社会貢献に取り組む企業等を（＋共助）とし認証。（認証：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）

レジリエンス認証 事業継続
レジリエンス認証 事業継続および社会貢献

国土強靱化の広報、普及啓発等

広報・普及啓発

国土強靱化の取組を広く、わかりやすく伝えるため、シンポジウムやワークショップの開催、ポスターやパンフレット、ＳＮＳ（Facebook、X、Instagram）を活用した情報発信等を行っています。

国土強靱化シンポジウム

国土強靱化ワークショップ

パンフレット
（すすめよう災害に強い国づくり）

ポスター「もしもから、いつもを守る。」

ポスター
「もしもから、いつもを守る。８つの行動」

５か年加速化対策による取組事例集

ワークブック
「「防災まちづくり・くにづくり」を考える」

強靱化に関する国際貢献の取組

2015年第70回国連総会本会議において、『11月5日を「世界津波の日」として制定する決議』が全会一致で採択されました。将来のリーダーの育成と、世界各国の「きずな」を一層深めるため、2016年から『「世界津波の日」高校生サミット』を、日本で開催し、海外・国内の高校生が参加しています。

2024年のサミットの様子（熊本県で開催）

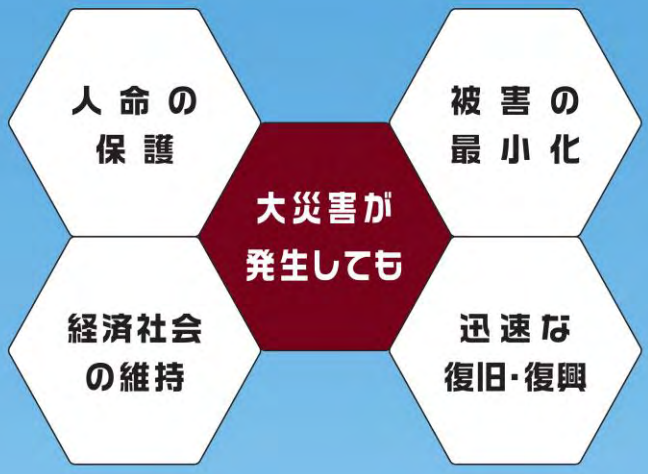

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

天災は忘れる間もなくやってくる

内閣官房国土強靱化推進室　TEL.03-6257-1710
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/index.html

再生紙を使用しています

（令和７年１月版（一部改訂））